

国内経済要録

本行貸出に最短期間2日間を設定

最近の金融情勢に鑑み、市中の支払準備充実を促進し、ごく短期の資金は極力自賄いするか、もしくは市場資金により調達せしめ、安易な本行依存を避けしめるよう指導する趣旨から、本行では手形割引および手形貸付の最短期間をそれぞれ2日と定め、2月1日以降割引または貸付依頼分から実施した。これに伴い、(イ)割引の当日中に当該割引手形の満期日前充戻または入内が行われる場合、および(ロ)貸付の当日中に当該貸付の期日日前返金または入内が行われる場合には、2日分の割引料または貸付利息を徴求することとなった。もとよりこの措置は、上述の趣旨に基くものであつて、一般に貸出期間が長期になることを認めるものではない。

全銀協交換決済時刻の厳守を決定

東京銀行協会では、理事会の議を経て、東京手形交換所加盟銀行に対し、1月16日以降特に交換戻込時限の規定(午後1時、ただし土曜日は午前11時30分)を厳守するよう通達した。すなわち戦後の異常な金融事情のため、この規定がとかく看過されがちとなり、一部遅延の向があつた場合便宜の取扱が行われてきたが、かかる変則的な取扱は金融正常化の進みつつある今日当然是正すべきものであり、今般本行の規定強行の方針に沿つて、時間厳守方注意を喚起するにいたつたわけである。また全国銀行協会連合会でも傘下協会に対し、東京にならつて本趣旨の実行方を通牒した。

ビルマ賠償に伴う輸出および輸入関係所要資金に対し、輸出前貸手形制度および輸入決済手形制度を適用

(イ) ビルマ賠償は、日本側取扱銀行も指定され、いよいよ実施の運びとなつたが、これに伴う取引は為替管理法等の適用上輸出に準ずる取扱をうけ、また契約の締結は商業的条件で行われ、受注業者としては通常の輸出を行う場合とほぼ同様であるので、賠償の円滑な実施に資する趣旨から、前記輸出関係所要資金につき輸出前貸手形制度(ただし担保適格扱に限る)の適用を認めることとなつた。

(ロ) 日本・フィリピン両国政府間で、現行の特別決済勘定を通ずる貿易取引の枠外として、フィリピン産砂糖を対象とするバーター取極が調印され、円エスクロ勘定を通ずる輸入先行の貿易取引が行われることとなつた。これによる輸入の場合、輸入業者が船積書類の引取にあたり、輸入手形決済のための円資金を必要とすることは通常の輸入の場合と同様であり、また輸出面では輸出先行のバーター取引とは異なり、船積により輸出手形代り金が輸出業者に支

払われることなどの事情に鑑み、本件輸入手形決済関係所要資金および輸出関係所要資金については、それぞれ輸入決済手形制度および輸出前貸手形制度(ただし担保適格扱に限る)を適用することとなつた。

日伊間為替取引に現金決済方式実施

イタリアとの為替取引については、昭和28年1月15日以降オープン勘定決済が行われてきたが、30年10月18日の両国間議定書にもとづき、31年1月14日限りこれを廃止し、同15日以降つぎの要領により現金決済方式を実施することとなつた。

(イ) イタリアを標準決済規則上の「特別指定地域」に追加し、受取は英磅、米弗または両者の併用、支払は英磅とする。

(ロ) 1月15日前に支払国側において為替管理法上の許可等を取得した取引は、同日以降32年1月14日までは従来どおりのオープン勘定決済を認める。

(ハ) イタリアからの英磅による輸入に、ユーザンス手形を利用する場合の制限は、現行英磅建ユーザンスの場合と同様とする。

なお32年1月14日におけるオープン勘定残高は、あらためて両国の合意する方法で決済されることになっている。

長期信用銀行および信託銀行の長期貸出金利引下げ

日本興業銀行および日本長期信用銀行の両行では、さきに行われた金融債、事業債の発行条件の改訂に対応して、貸出金利を引下げることとなつた。また信託6行もこれに伴つて、貸付信託資金による貸出金利の引下げを実施した。なお30年7月に初めて長期貸出が引下げられて以来、これが3回目の引下げである(第2回は30年11月1日実施)。

(1) 長期信用銀行

(イ) 電力事業……1月分の新規貸出から日歩2厘引下げ(引下げ後日歩2銭6厘)

(ロ) その他産業……原則として1月25日以降の新規貸出から、日歩1厘を基準として引下げ(引下げ後中心日歩2銭8厘)ただし海運業(計画造船に限る)に対しては、別項によつて実施。

(2) 貸付信託

(イ) 電力事業……1月30日以降の新規貸出につき、日歩2厘引下げ(引下げ後日歩2銭6厘)

(ロ) その他産業……1月30日以降の新規貸出につき、引

下げ後日歩2銭7厘を基準として引下げ

なお既往貸出については、原則としてその貸出の属するユニットの翌決算期以降からとする。

銀行の海運業に対する貸出金利引下げ

銀行の海運業に対する設備資金貸出金利は、従来長期信用銀行日歩3銭1厘、普通銀行日歩3銭であつたが、全国銀行協会連合会では1月1日以降新規、既往融資とも日歩2厘引下げることと決定した。

商社外貨保有制度の実施

貿易商社の外貨運転資金を充実し、海外における取引活動の活発化を図るため、政府は1月18日、次の要領により、商社の外貨保有を認めることを決定した。

(1) 貿易商社が海外支店等(現地法人を含む)の運転資金に充てるため、外貨を自己資金により外国為替公認銀行より買入れ、保有することを認めることとし、差当り30年度下期外貨予算から650万ドルをこれに割当てて。

(2) 保有を認める外貨は、オープン勘定を除く指定通貨(米ドル、カナダドル、英ポンド、スイスフラン、ドイツマルクの5種類)とし、その種類は商社の選択に委せるが、一旦買入れた外貨を集中して円貨に交換した場合は、その金額につき再買入れは認めず、かつ買入れ許可条件として政府は買入外貨の種類による集中命令権を留保する。

(3) 買入外貨の用途は原則として制限を受けないが、指定通貨以外の外貨への転換は、スワップまたは商品売買を通じて6カ月以内に回収できる場合に限り認められ、また船積後の対日輸出金融、米国政府証券および英国大蔵省証券以外の証券投資は認められない。

(4) 海外支店等の収益についても、上記と同様の運用が認められるが、この外貿易外受払については、金額および費目を限定して本支店間の交互計算が認められる方針である(細目未定)。

以上の措置は、輸出代金の集中免除にまでは及ばず、また貿易取引に関する交互計算制を認められないなど、制度的にはなお充分なものとは言い難いが、とも角貿易取引面における自己金融体制に一步を進めたものであり、為替金融正常化の見地からその意義は少くない。

災害地に対する金融措置

大蔵省では各地財務局長に対し、台風、洪水、大火、震災等の災害地における金融については、現地本行支店長と協議の上、実情に応じ必要と認められる範囲内で、下記事項の実施につき、関係機関の指導を行うよう通達した。

(1) 災害関係の融資について

(1) 民間金融機関をして災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した、適時適確な

措置をとるよう配慮せしめること。

(2) 災害復旧資金ならびに応急資金については、必要あれば金融機関資金融通準則別表産業資金貸出優先順位表上丙に属するものを、乙に準ずるものとして取扱わしめること。ただし、本取扱は当局において通達を要するから、必要と認められるときは、当局に連絡すること。

(2) 預貯金の払戻および中途解約について

(1) 預金通帳、届出印鑑等を焼失または流失した預貯金者については、罹災証明書等の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもつて、被災者の預貯金払戻の利便を図らしめること。

(2) 被災者等で事情止むをえないと認められるときは、金融機関をして定期預金、定期積金および相互掛金等の中途解約または当該預貯金、掛金等を担保とする貸出に応ずる等、適宜の措置を講ぜしめること。

(備考) 割増金附定期預貯金についても、解約は差支えないが、抽せん前の解約分については、募集期間を延長し、新規の預貯金希望者を募集する等の方法により、できるだけ欠番処理をしないよう配慮せしめ、事後速かに募集計画変更届を提出せしめ、その処理を明らかにしておくこと。

(3) 手形交換、休日営業等について

災害時における手形交換または不渡処分、金融機関の休日営業あるいは平常時間外の営業についても、適宜配慮せしめること。

(4) 保険金の支払および保険料の払込猶予について

(1) 生命、損害保険金の支払については、できる限り迅速に支払うよう配慮せしめること。

(2) 生命、損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて適宜猶予期間の延長措置を講ずるよう配慮せしめること。ただし、本取扱は当局において通達を要するから、必要と認められるときは、当局に連絡すること。

証券市場における場外取引の規制

所謂P・O(上場銘柄の大量場外取引)は、大量の需給が市場内に一時に投合され、その結果株価が激変することを防止する目的で例外的に認められたものであるが、最近では場外取引の取引所商内に対する比率は約3割(東京市場)にも達し、取引所の公正価格形成機能が阻まれる虞がある。等好ましくない面が見られるので、大蔵省では、1月6日P・Oに対し大要次の如き制限を加えることとなつた。

(1) P・Oは顧客(証券業者を除く)の注文でかつ自己(証券業者)が相手方となつて売買を成立させる場合に限り、委託の附合せ(媒介)によるものは認めない。

(2) 取引数量は次の通りとすること

| | | |
|------|----|-----------------|
| 東京市場 | 1口 | 10万株以上(現行1万株以上) |
| 大阪 | " | 7" ("5千株") |
| 名古屋 | " | 5" ("3千株") |
| その他 | " | 3" |

(3) 約定値段は時価を基準として、顧客の買付については時価以上5%、売付については時価以下5%の値幅とすること(現在東京では、時価50円以下のものは10%以内、200円以下のものは8%以内、200円を超えるものは6%以内のそれぞれ上下値幅が認められている。)

31年度予算案の国会提出

31年度予算案は1月20日閣議決定をみ、30日国会に提出された。

同予算案における一般会計規模は、通貨価値を安定させ、インフレを避けながら経済の拡大を図るとの健全政策の建前から、収支とも1兆349億円(前年度比435億円増)に止められているが、一方財政投融资と関連して大幅な民間資金活用が予定され、一般会計、財政投融资ならびに民間資金活用額を合算した総財政規模は1兆4,318億円(前年度比1,122億円増)、その推定国民所得に対する割合は20.5%(前年度19.7%)となっている。

財政規模の前年度比較 (単位 億円)

| 区、分 | 31年度 | 30年度 | 差引増減 (△) |
|------------------|---------|---------|-------------|
| ○一般会計(A) | 10,349 | 9,914 | 435 |
| (国民所得に対する割合) | (14.8%) | (14.8%) | (0.65%) |
| ○財政投融资(B) | 2,592 | 2,766 | △ 174 |
| 重複分(C) | △ 20 | △ 107 | 87 |
| 計(D)=(A)+(B)-(C) | 12,921 | 12,573 | 348 |
| (国民所得に対する割合) | (18.5%) | (18.8%) | (0.52%) |
| ○民間資金活用額(E) | 1,397 | 623 | 774 |
| ○総計(D)+(E) | 14,318 | 13,196 | 1,122 |
| (国民所得に対する割合) | (20.5%) | (19.7%) | (1.68%) |

註) 1 推定国民所得は31年度69,710億円、30年度66,840億円。

2 「差引増減」欄の(国民所得に対する割合)は、増減額の30年度推定国民所得に対する割合である。

内容についての主なる特徴は次の如くである。

(1) 一般会計歳入面では租税および印紙収入の大幅な自然増収(前年度減税の平年度化分を含めると818億円、10.5%の増加、国民所得の推定伸長率は4.3%)を見込んでいるが、一応公債の発行を避けた。

また租税負担の均衡化を図るため、給与所得控除額の引上げにより勤労所得税の減税(151億円)を行った(財源は退職給与引当積立金の免税範囲の圧縮ならびに交際費の損金不算入措置の範囲の拡大による法人税の増収、および

砂糖関税率の引上げによる増収)。

(2) 一般会計歳出面では、地方交付税交付金(前年度比254億円増)、社会保障関係費(122億円増)、防衛関係費(80億円増)、および恩給関係費(66億円増)等の増加が目立ち、これら費目の増加だけで合計522億円に達し、予算規模増435億円を遙かに超えている。

重点施策に絡む支出としては上記社会保障関係費の増加のほか、原子力関係を中心とする科学技術振興費の著増(31億円増)、新農村建設費(15億円)の新規計上が目みられる。

(3) 財政投融资に関連し大幅の民間資金活用が予定されているが、その方法は主として公募債の発行による。なお新たな公企業体として日本道路公団、北海道開発公庫の設立が認められたが、それらはいずれも政府保証の公団、公庫債を発行する構想である。

原子力法の施行および原子力委員会の発足

旧閣国会を通過成立をみた所謂原子力3法(「原子力基本法」、「原子力委員会設置法」、原子力局設置に関する「総理府設置法の一部改正法」)は本年1月1日から施行され、同日附を以つて原子力委員会の発足をみた。原子力法は、わが国における原子力の開発利用、およびその行政、管理機構の大綱を定めたものであるが、とくにその基本となる「原子力基本法」は、「原子力の研究開発、および利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図る」(第1条)ことを目的とするもので、その基本方針としては、原子力の研究、開用、利用を平和目的に限り、その民主的、自主的運営と、成果の公開を保障するなど、所謂3原則を明示すると共に、原子力開発関係機関(原子力委員会、原子力研究所、原子燃料公社)の設置を定め、かつ原子力原燃料物質および原子炉管理の大綱を規定している。今回発足した原子力委員会は原子力開発利用に関する民主的な政策決定機関として総理府内に設けられたもので、国務大臣を委員長とし、これと学界および財界を代表する委員3名とで構成される。同委員会は、1月13日下記を骨子とする委員長声明を発表し、当面の原子力開発に関する基本的態度を明らかにした。その後引き続き同委員会を中心に、原子力開発公社の設置、核原料物資開発促進、放射線障害防止等に関する関係法案の立法が定められている。

- (1) わが国原子力の利用開発は平和目的に限ること
- (2) 今後5カ年間に原子力発電を実現すべく努めること
- (3) アイントープの利用等直ちに利用出来るものから着手すること
- (4) 国際協力、ことにアジアのエネルギー開発と生活水準の向上に協力すること